

## 【申告書のカ・⑥】給与所得速算表

給与収入の合計額	給与所得金額	
0円～650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	収入金額-650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	収入金額÷4(千円未満切捨て)=A	A×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額÷4(千円未満切捨て)=A	A×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円	
8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円	

## 【申告書のキ・⑦】公的年金等速算表

年齢区分	公的年金収入合計額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		～10,000,000円	10,000,001円～ 20,000,000円	20,000,001円～
昭和36年 1月2日以後に生まれた人	0円～ 1,299,999円	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×0.75- 275,000円	収入金額×0.75- 175,000円	収入金額×0.75- 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×0.85- 685,000円	収入金額×0.85- 585,000円	収入金額×0.85- 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×0.95- 1,455,000円	収入金額×0.95- 1,355,000円	収入金額×0.95- 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額- 1,955,000円	収入金額- 1,855,000円	収入金額- 1,755,000円
昭和36年 1月1日以前に生まれた人	0円～ 3,299,999円	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×0.75- 275,000円	収入金額×0.75- 175,000円	収入金額×0.75- 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×0.85- 685,000円	収入金額×0.85- 585,000円	収入金額×0.85- 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×0.95- 1,455,000円	収入金額×0.95- 1,355,000円	収入金額×0.95- 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円

## 【㉑～㉒】配偶者控除・配偶者特別控除

区分	配偶者の 合計所得金額		所得控除額		
			居住者の合計所得金額		
			～9,000,000円	9,000,001円～ ～9,500,000円	9,500,001円～ 10,000,000円
配偶者 控除	580,000円 以下	控除対象配偶者(配偶者が70歳未満)	330,000円	220,000円	110,000円
		老人控除対象配偶者(配偶者が70歳以上)	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者 特別控除	580,001円～950,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	950,001円～1,000,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円		310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001円～1,100,000円		260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円		210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円		160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,250,000円		110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001円～1,300,000円		60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001円～1,330,000円		30,000円	20,000円	10,000円
	1,330,001円以上		0円	0円	0円

**【15】生命保険料控除** ※剩余金や割戻金がある場合は、支払った額から差し引いたうえで支払った額として計算します。

**旧契約（平成23年12月31日以前の契約）に係る控除**

- ①一般生命保険料、②個人年金保険料

支払った額※	所得控除額
15,000円以下	支払った額
15,001円以上 40,000円以下	支払った額×1/2+7,500円
40,001円以上 70,000円以下	支払った額×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

**新契約（平成24年1月1日以後の契約）に係る控除**

- ①一般生命保険料、②介護医療保険料、③個人年金保険料

支払った額※	所得控除額
12,000円以下	支払った額
12,001円以上 32,000円以下	支払った額×1/2+6,000円
32,001円以上 56,000円以下	支払った額×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

**【16】地震保険料控除** ※剩余金や割戻金がある場合は、支払った額から差し引いたうえで支払った額として計算します。

	支払った額※	所得控除額
地震保険料	50,000円以下	支払った額×1/2
	50,001円以上	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った額
	5,001円以上 15,000円以下	支払った額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円
上記の両方ある場合	それぞれ計算した金額の合計額 (最高限度25,000円)	

**【17～18】寡婦・ひとり親控除** ※総所得金額が58万円以下の生計を一にする子であること。

寡婦控除・ひとり親控除の判定						控除の種類	所得控除額				
本人	合計所得 金額 500万円 以下	婚姻 なし	男性	生計を一にする子あり※	ひとり親控除	300,000円					
				上記の子なし	非該当	—					
			死別	生計を一にする子あり※	ひとり親控除	300,000円					
				上記の子なし	寡婦控除	260,000円					
				生計を一にする子あり※	ひとり親控除	300,000円					
		女性	離別	上記の子 なし	扶養親族あり	寡婦控除	260,000円				
				扶養親族なし	非該当	—					
	未婚		未婚	生計を一にする子あり※	ひとり親控除	300,000円					
				上記の子なし	非該当	—					
婚姻あり（再婚、事実婚を含む）											
上記以外											

**【19】勤労学生控除**

所得控除額
260,000円

**【20】障害者控除**

区分	所得控除額
一般の障害者	260,000円
特別障害者	300,000円
同居特別障害者	530,000円

**【23】扶養控除**

区分	扶養親族の年齢等 (前年の12月31日現在)	所得控除額
年少扶養 ※1	15歳以下	0円
一般扶養	16歳以上18歳以下	330,000円
	23歳以上69歳以下	330,000円
特定扶養	19歳以上22歳以下	450,000円
老人扶養	70歳以上	380,000円
同居老親等（直系尊属）	同居している70歳以上の扶養親族	450,000円

※1 所得控除額は0円ですが、市民税・県民税の均等割・所得割の非課税の判定に影響を与える場合がありますので、漏れなく申告してください。

**【24】特定親族特別控除**

特定親族の合計所得金額	所得控除額
580,001円～950,000円	450,000円
950,001円～1,000,000円	410,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円
1,050,001円～1,100,000円	210,000円
1,100,001円～1,150,000円	110,000円
1,150,001円～1,200,000円	60,000円
1,200,001円～1,230,000円	30,000円
1,230,001円以上	0円

**【25】基礎控除**

合計所得金額	所得控除額
24,000,000円以下	430,000円
24,000,001円以上 24,500,000円以下	290,000円
24,500,001円以上 25,000,000円以下	150,000円
25,000,001円以上	0円